

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付	第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付
第2節 申告納税方式による関税の確定	第2節 申告納税方式による関税の確定
(承認内容の変更手続)	(承認内容の変更手続)
7の2-8 令第4条の5第5項の規定に基づく特例輸入者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」(C-9030) 2通(原本、届出者用)を担当税關の特例輸入担当部門に提出することにより行う。また、法第7条の5第1号イからチまでのいずれか又は法第7条の11第1項第2号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合にはその旨を、 <u>次のいずれかに該当する場合にはその内容を承認内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしょうようする。</u> なお、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないこととするが、この場合においては、当該書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本關の特例輸入担当部門に送付するものとする。	7の2-8 令第4条の5第5項の規定に基づく特例輸入者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」(C-9030) 2通(原本、届出者用)を担当税關の特例輸入担当部門に提出することにより行う。また、法第7条の5第1号イからチまでのいずれか又は法第7条の11第1項第2号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合には、 <u>その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしょうようする。</u> なお、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないこととするが、この場合においては、当該書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本關の特例輸入担当部門に送付するものとする。
(1) <u>法令遵守規則(業務手順書、規則第1条の3第1号に規定する各部門の名称を示した体制図等の補足資料を含む。)に変更があった場合</u>	
(2) <u>役員、代理人又は規則第1条の3第1号に規定する各部門の責任者に変更があった場合</u>	
(3) <u>「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙1の4①、③及び④に規定する、特例申告貨物の保管施設等又は蔵置場所に変更があった場合</u>	
(4) <u>特例申告貨物の管理(通関業務を含む。)を関連会社等に委託している場合の委託先に変更があった場合</u>	
第4章 保税地域	第4章 保税地域
第3節 保税蔵置場	第3節 保税蔵置場
(承認内容の変更手続)	(承認内容の変更手続)
50-6 令第42条第5項の規定に基づく特定保税承認者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」(C-9030) 2通(原本、	50-6 令第42条第5項の規定に基づく特定保税承認者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」(C-9030) 2通(原本、

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>届出者用) を担当税関の担当部門に提出することにより行う。また、法第 51 条第 1 号ハ又は法第 53 条第 3 号に該当することとなった場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしょうようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>(1) 法令遵守規則（業務手順書、規則第 4 条の 5 第 1 号に規定する各部門の名称を示した体制図等の補足資料を含む。）に変更があった場合</p> <p>(2) 役員、代理人又は規則第 4 条の 5 第 1 号に規定する各部門の責任者に変更があった場合</p> <p>(3) 「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙 2 の 4 ③に規定する、貨物の蔵置場所における貨物の管理のために必要な措置に変更があつた場合</p> <p>(4) 貨物の管理を関連会社等に委託している場合の委託先に変更があつた場合</p>	<p>届出者用) を担当税関の担当部門に提出することにより行う。また、法第 51 条第 1 号ハに該当することとなった場合には、その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしょうようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>また、法第 53 条第 3 号に該当した場合には、その旨を遅滞なく税関に届け出るようしょうようする。</p>

### 第 5 章 運送

#### （承認内容の変更手続）

63 の 2-4 令第 55 条の 5 第 6 項の規定に基づく特定保税運送者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」(C-9030) 2 通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

また、法第 63 条の 4 第 1 号イからトまで又は第 63 条の 7 第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に該当した場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場

### 第 5 章 運送

#### （承認内容の変更手続）

63 の 2-4 令第 55 条の 5 第 6 項の規定に基づく特定保税運送者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」(C-9030) 2 通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

また、法第 63 条の 4 第 1 号イからトまで又は第 63 条の 7 第 1 項第 2 号に該当した場合には、その旨を遅滞なく税関に届け出るようしょうようす

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>合にはその内容を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようとする。</p> <p>(1) <u>法令遵守規則（業務手順書、規則第7条の4第1号に規定する各部門の名称を示した体制図等の補足資料を含む。）に変更があった場合</u></p> <p>(2) <u>役員、代理人又は規則第7条の4第1号に規定する各部門の責任者に変更があった場合</u></p> <p>(3) <u>「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙2の4③に規定する、運送途上において貨物の積み替え等を行う施設における貨物の管理のために必要な措置に変更があった場合</u></p> <p>(4) <u>貨物の管理を関連会社等に委託している場合の委託先に変更があった場合</u></p>	<p>る。</p>

### 第6章 通関

#### 第1節の2 輸出申告の特例

##### (特例輸入者に関する規定の準用)

67の3-5 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合、令第59条の10第4項の規定に基づく承認又は不承認の申請者へ通知、令第59条の10第5項の規定に基づく特定輸出者の承認内容の変更の届出、電子メールによる申請書等の提出又は送付については、それぞれ前記7の2-6、7の2-7、7の2-8及び7の2-9((1)を除く)の規定に準じて取り扱う。この場合において、7の2-7中「「特例輸入者承認書」(C-9010)又は「特例輸入者不承認通知書」(C-9020)」とあるのは、「特定輸出者承認書」(C-9013)又は「特定輸出者不承認通知書」(C-9023)と、7の2-8中「法第7条の5第1号イからチまでのいづれか」とあるのは、「法第67条の6第1号イからトまでのいづれか」と、「法第7条の11第1項第2号から第4号までのいづれか」とあるのは「法第67条の10第1項第2号から第4号までのいづれか」と、「規則第1条の3第1号」とあるのは「規則第8条の3第1号」と、「特例申告貨物」とあるのは「特定輸出貨物」と読み替えるものとする。

### 第6章 通關

#### 第1節の2 輸出申告の特例

##### (特例輸入者に関する規定の準用)

67の3-5 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合、令第59条の10第4項の規定に基づく承認又は不承認の申請者へ通知、令第59条の10第5項の規定に基づく特定輸出者の承認内容の変更の届出、電子メールによる申請書等の提出又は送付については、それぞれ前記7の2-6、7の2-7、7の2-8及び7の2-9((1)を除く)の規定に準じて取り扱う。この場合において、7の2-7中「「特例輸入者承認書」(C-9010)又は「特例輸入者不承認通知書」(C-9020)」とあるのは、「特定輸出者承認書」(C-9013)又は「特定輸出者不承認通知書」(C-9023)と、7の2-8中「法第7条の5第1号イからチまでのいづれか」とあるのは、「法第67条の6第1号イからトまでのいづれか」と、「法第7条の11第1項第2号から第4号までのいづれか」とあるのは「法第67条の10第1項第2号から第4号までのいづれか」と読み替えるものとする。

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(認定内容の変更手続)</p> <p>67 の 13-4 令第 59 条の 16 第 6 項の規定に基づく認定製造者の認定内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」(C-9030) 2 通（原本、届出者用）を担当税關の担当部門に提出することとする。また、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからトまでに該当することとなった場合、<u>同項第 3 号イに規定する第 67 条の 6 第 1 号イからチまでに該当すること</u>となった場合又は法第 67 条の 16 第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する認定の失効事由に該当した場合にはその旨を、<u>次のいずれかに該当する場合にはその内容を</u>認定内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしようとする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないものとし、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p> <p>(1) <u>実施規則（業務手順書、規則第 8 条の 5 第 1 号に規定する各部門の名称を示した体制図等の補足資料を含む。）に変更があった場合</u></p> <p>(2) <u>役員、代理人又は規則第 8 条の 5 第 1 号に規定する各部門の責任者に変更があった場合</u></p> <p>(3) <u>「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙 1 の 4 ①、③及び④に規定する、特定製造貨物の保管施設等又は蔵置場所に変更があった場合</u></p> <p>(4) <u>特定製造貨物の管理（通関業務を含む。）を関連会社等に委託している場合の委託先に変更があった場合</u></p>	<p>(認定内容の変更手続)</p> <p>67 の 13-4 令第 59 条の 16 第 6 項の規定に基づく認定製造者の認定内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」(C-9030) 2 通（原本、届出者用）を担当税關の担当部門に提出することとする。また、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからトまでに該当することとなった場合<u>若しくは同項第 3 号イに規定する第 67 条の 6 第 1 号イからチまでに該当すること</u>となった場合又は法第 67 条の 16 第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する認定の失効事由に該当した場合には、<u>その旨を認定内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしようする</u>。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないものとし、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p>
<p>第 6 章の 2 認定通關業者</p> <p>(認定内容の変更手続)</p> <p>79-4 認定通關業者に係る認定内容の変更の届出等の手続は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法第 79 条第 3 項第 1 号ハからホまでに該当することとなった場合又は法第 79 条の 4 第 1 項第 2 号<u>若しくは第 3 号に規定する認定の失効事由に該当した場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を</u>認定内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしようする</p>	<p>第 6 章の 2 認定通關業者</p> <p>(認定内容の変更手続)</p> <p>79-4 認定通關業者に係る認定内容の変更の届出等の手續は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法第 79 条第 3 項第 1 号ハからホまでに該当することとなった場合又は法第 79 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する認定の失効事由に該当した場合には、<u>その旨を認定内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしようする</u>。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税關の署所の窓</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>イ <u>法令遵守規則（業務手順書、規則第9条の8第1号に規定する各部門の名称を示した体制図等の補足資料を含む）に変更があった場合</u></p> <p>ロ <u>役員、代理人又は規則第9条の8第1号に規定する各部門の責任者に変更があった場合</u></p> <p>ハ <u>貨物の管理を関連会社等に委託している場合の委託先に変更があった場合</u></p> <p>ニ <u>通関業営業所を新設又は廃止する場合</u></p>	<p>口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p>